

# 新潟市から転出する妊婦の皆様



## 新潟市から転出する妊婦の皆様にお願い!



転出日当日に妊婦健康診査を受けた場合、新潟市の受診票の<u>使用ができない</u>ことがあります。下記の内容を確認してからご使用ください。

● 区民生活課で記載した転出届にいつ付けで転出予定日を書かれたのか。

健診日と同日またはそれ以前の日付で転出予定日を記載した場合、新潟市の受診票は使用できなくなります。

#### 新潟市で支払えない場合

令和4年8月1日に妊婦健康診査を新潟市の医療機関で実施した。 その日のうちに、新潟市の区役所で転出予定日令和4年8月1日の転出届を出した。 令和4年8月2日に転出先自治体に転出証明書を提出し、転入日を転出予定日どおり8 月1日で申し出た。この場合令和4年7月31日までが新潟市民となり、8月1日から 転出先自治体の住民となります。そのため8月1日に実施した妊婦健康診査受診票は使

#### 新潟市で支払える場合

用できません。

令和4年8月1日に妊婦健康診査を新潟市の医療機関で実施した。

その日のうちに、新潟市の区役所で転出予定日令和4年8月1日の転出届を出した。 令和4年8月2日に転出先自治体に転出証明書を提出し、転入日を8月2日で申し出た。 この場合、令和4年8月1日までが新潟市民となり、8月2日から転出先自治体の住 民となります。この場合は8月1日に実施した妊婦健康診査受診票は使用できます。

### ※マイナンバーで転出手続した場合、転出証明書は発行されません。

新潟市の受診票が使用できないと判明するのは該当する健診の2か月後です。 判明した段階でご連絡いたします。新潟市で支払えなかった健診料は、転出先自治体が支払う ことになりますが、転出先自治体への手続は妊婦さんご自身で、連絡していただくことになりま すのでご理解ください。



4

担当 〒951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1 新潟市こども未来部こども家庭課母子保健係 TFI 025-226-1205